

群馬県適正化通信 NO. 129(令和元年5月号)

年5日の年次有給休暇の確実な取得について

平成31年4月から、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務付けされました。

使用者からの時季指定は、基準日から1年以内の期間内に、適時に行うこととなりますが、年5日の年次有給休暇を確実に取得するに当たっては、

- ・基準日から一定期間が経過したタイミング(半年後など)で年次有給休暇の請求・取得日数が5日未満となっている労働者に対して、使用者から時季指定をする。
 - ・過去の実績を見て年次有給休暇の取得日数が著しく少ない労働者に対しては、労働者が年間を通じて計画的に年次有給休暇を取得できるよう基準日に使用者から時季指定をする
- ことで、労働者からの年次有給休暇の請求を妨げず、かつ効率的な管理を行うことができます。

会社は、労働者の希望を聞く必要があり、希望をふまえて取得時季を指定するよう努めなければなりません。

休暇に関する事項は、**就業規則の絶対的記載事項(労働基準法第89条)**であるため、使用者による年次有給休暇の時季指定を実施する場合は、**時季指定の対象となる労働者の範囲及び時季指定の方法等について、就業規則に記載しなければなりません。**

◇就業規則(年次有給休暇)の変更例

○項～○項

○項 第○項又は第○項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第○項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第○項又は第○項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

【就業規則の変更が不要なケース】10日以上有給休暇が付与されている労働者全員が、期間内に自らの意思で自発的に有給休暇を取得できる場合、又は計画的付与制度(計画年休)を含めて5日以上取得できる場合は、就業規則の変更は必要ありません。

なお、年次有給休暇の計画的付与制度(計画年休)を活用する場合は、就業規則による規定と労使協定の締結が必要となります。また、計画的付与(計画年休)を活用する場合、年次有給休暇のうち、少なくとも5日は労働者の自由な取得を保証しなければなりません。

※年次有給休暇が付与される労働者ごとに、時季、日数及び基準日を明らかにした「年次有給休暇管理簿」を作成し、当該年休を与えた期間中及び当該期間の満了後3年間保存しなければなりません(労働者名簿または賃金台帳とあわせて調整することも可能です)。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821